

新型コロナウイルス感染症対策（公民館等施設）の基本的対処方針

令和2年5月25日
(改訂)令和2年7月28日
(改訂)令和2年9月1日
(改訂)令和2年10月1日
(改訂)令和3年4月25日
(改訂)令和3年8月8日
(改訂)令和3年8月20日

伊豆の国市教育部生涯学習課

本基本対処方針は、国・県のガイドライン更新を受けて当市公民館等における基本方針を改めるものである。

尚、地域を取り巻く感染状況変化に応じ、国、及び静岡県等の対処方針やガイドラインが更新となった場合については、速やかに本基本的対処方針を更新するものとする。

1 対象とする期間

令和3年8月20日（金）から当面の間

2 対象とする施設

あやめ会館、くぬぎ会館、野外活動センター、韮山農村環境改善センター
韮山生涯学習センター

3 基本的な対応

(1) 「新しい生活様式」への移行、継続への取り組み

公民館等施設に関わる、利用者、来訪者、施設維持管理業者等に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底、定着を施設内掲示、広報、窓口対応にて呼びかける。

また、施設管理運営にあたる職員及び任用職員も同様の意識を持ち、基本的な対応を行うものとする。

(2) 健康的な施設環境の維持

公民館等施設自体が感染のクラスターとならぬよう、施設の維持、管理につ

いては、経常的に行う施設機能の保守点検や清掃等を遺漏なく実施するとともに、その点検等による結果や、作業に及ぶ者の意見や評価を精査し、異常あるときには速やかに、改修、修繕、修正等を実施し、良好で、安全、安心な施設を継続的に維持できるよう努めるものとする。

4 申請の条件

(1) 定員の制限

令和2年9月11日付け「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡一別紙「11月末までの催物の開催制限等について」」に示す期間、及び基本的な考え方に即し制限する。

【基本的な考え方】

- ① 声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
収容率の上限を100%以内とする。ただし、飛沫感染を避けるため舞台上最前列の座席については使用せず、観客グループ間は1席空けること。
- ② 声での歓声、声援等が想定される場合
収容率の上限を50%以内とする。ただし、飛沫感染をさけるため舞台上最前列の座席については使用せず、1席ずつ空けて座席を使用すること。

【あやめ会館(長岡中央公民館)】

部屋名	制限後の定員(大声なし)	制限後の定員(大声あり)
会議室	50人	大声を出す催事は 原則禁止
研修室1(1階和室)	40人	
研修室2(2階和室)	40人	
実習室	36人	
調理室	20人	
多目的室	200人	100人

【大仁くぬぎ会館(市民交流センター)】

部屋名	制限後の定員(大声なし)	制限後の定員(大声あり)
会議室1・2	50人	大声を出す催事は 原則禁止
工作室	30人	
パソコン室	30人	
会議室3	20人	
調理室	30人	
小会議室	10人	
作法室(別棟)	30人	
多目的室(夜間のみ)	50人	25人

【葦山農村環境改善センター】

部屋名	制限後の定員(大声なし)	制限後の定員(大声あり)
大研修室	100人	50人
農事研修室	70人	大声を出す催事は 原則禁止
小会議室	20人	
生活改善実習室	20人	
クラブ室	16人	

【茅野っ子ひろば(野外活動センター)】

部屋名	制限後定員の(大声なし)	制限後の定員(大声あり)
研修室1・2	25人	大声を出す催事は 原則禁止

* 葦山生涯学習センターにおいては、指定管理者へ本対処方針を例示し、感染防止に努めるよう要請する。

(2) 申請者、申請団体の利用制限

利用団体または、利用者が施設利用時点において、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置に該当する地域に居住する個人、または住所を有している団体の施設の利用を制限する。

当市が緊急事態宣言地域となった場合は、市内施設の貸出しを停止する。

また、当市がまん延防止等重点措置に該当した場合は、市外に居住する個人、または住所を有している団体の利用を制限する。

※「緊急事態宣言地域」については、令和3年8月20日時点では、東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県、沖縄県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県

※「まん延防止等重点措置に該当する地域」については、令和3年8月20日時点では、北海道、福島県、愛知県、滋賀県、石川県、熊本県、宮城、富山、山梨、岐阜、三重、岡山、広島、香川、愛媛、鹿児島

(3) 利用時間の制限

利用時間については、利用日申請コマ内にての申請者等の「権利」ではあるが、長時間同一施設滞留を防ぐことから、「利用時間短縮」について要請する。

(4) 利用時の制限の情報提供

申請承認時、利用の際（当日）において、様々な利用条件（3密を防止する）を満たす必要があることについて、利用上の注意喚起を、別紙1「利用チェックシート」等を活用し、説明を行うものとする。

利用条件については、市HP施設利用のサイトにて掲示、更新していく。

5 利用の条件

(1) 「密閉」に対する対策

「密閉」空間を作らぬよう、施設、部屋内は、定期的な自然喚起を行うよう努める。

外気温の上昇等により、熱中症予防のため、やむを得ず空調機の運転を行う場合には、コロナウィルス対策、熱中症対策の両対策を講じること。

尚、自然喚起の場合に、大きな音、音量の発生により、周辺生活環境に障害が発生しないよう配慮する。

(2) 「密集・密接」に対する対策

飛沫感染要望のため、マスク着用を要請する。（活動を実施する上で支障がある場合を除く）

各施設設置の入口部に設置する消毒液使用の徹底。

発熱等の体調不良の方についてはご利用停止を要請する。

利用時において、机、いす等の備品を利用する際、立席にて行動する際には、2.0mの間隔（ソーシャルディスタンス）を確保するよう要請する。

国等の指針に示す、目安である利用時間 2 時間を超える場合には、休憩をさむよう使用者等へ要請する。

（３）感染が疑われる者が発生した場合の対策

感染が疑われる者が発生した場合については、事務所連絡を受けて、速やかに別室（隔離できる場所）を確保し、当該者を移動、隔離する。

対応に臨む職員については、マスク、手袋の着用を必須とする。

隔離後、速やかに駿東伊豆消防本部へ救急要請、連絡し、指示を受けるものとする。

併せて、伊豆の国市新型コロナウイルス対策本部（健康づくり課）へ状況、情報伝達を行う。

6 臨時休館の判断基準

（１）市内で感染者が発生した場合

（２）「3密」を避けるなどの適正な予防対策を講じることができない場合

（３）適切な予防措置を講じても、施設の運営に混乱が生じる恐れがある場合

※最終的な判断は、伊豆の国市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が決定する。

7 施設管理者の責務

（１）申請時

感染防除につながるよう、飛沫感染防除シートの設置や、書面、金銭等の受け渡しについては、間接を以って対応し、「密接」を防ぐ措置と対応を心掛ける。

窓口職員にあっては、マスク着用にての事務を徹底する。

申請について、前述「4 申請の条件」にて申請の際に条件を設けたところであるが、申請に対しては、変更点、条件として制限がかかる事案、シーンについて、正確かつ丁寧な説明を心掛ける。

（２）利用時

受付時に、前述「5 利用の条件」に示した内容を、使用者が行うことについて説明する。

利用終了時には、「利用報告書」に基づく、退館の措置が利用者により執られているか現調にて確認する。

(3) 日常

事務所の整理整頓を行い、換気に努め、窓口（机・椅子・筆記用具等ステーションナリー）、扉、ドアノブ、窓等の定期的な除菌に努める。

在席時、マスク着用。

新型コロナウイルス感染状況について、国、県、市対策本部より情報を随時収集し、遅滞なく使用者へ還元し、必要な対策を執っていく。

(4) 施設の維持・管理

ウイルス感染につながる恐れのある設備の良好な維持、管理に努める。

8 「公民館等施設基本的対処方針」の指標とするもの

(1) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会） 【上記：令和2年5月14日付け発】

(2) 緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針（静岡県）

【上記：令和2年5月15日付け発】